

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

令和7年度産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業

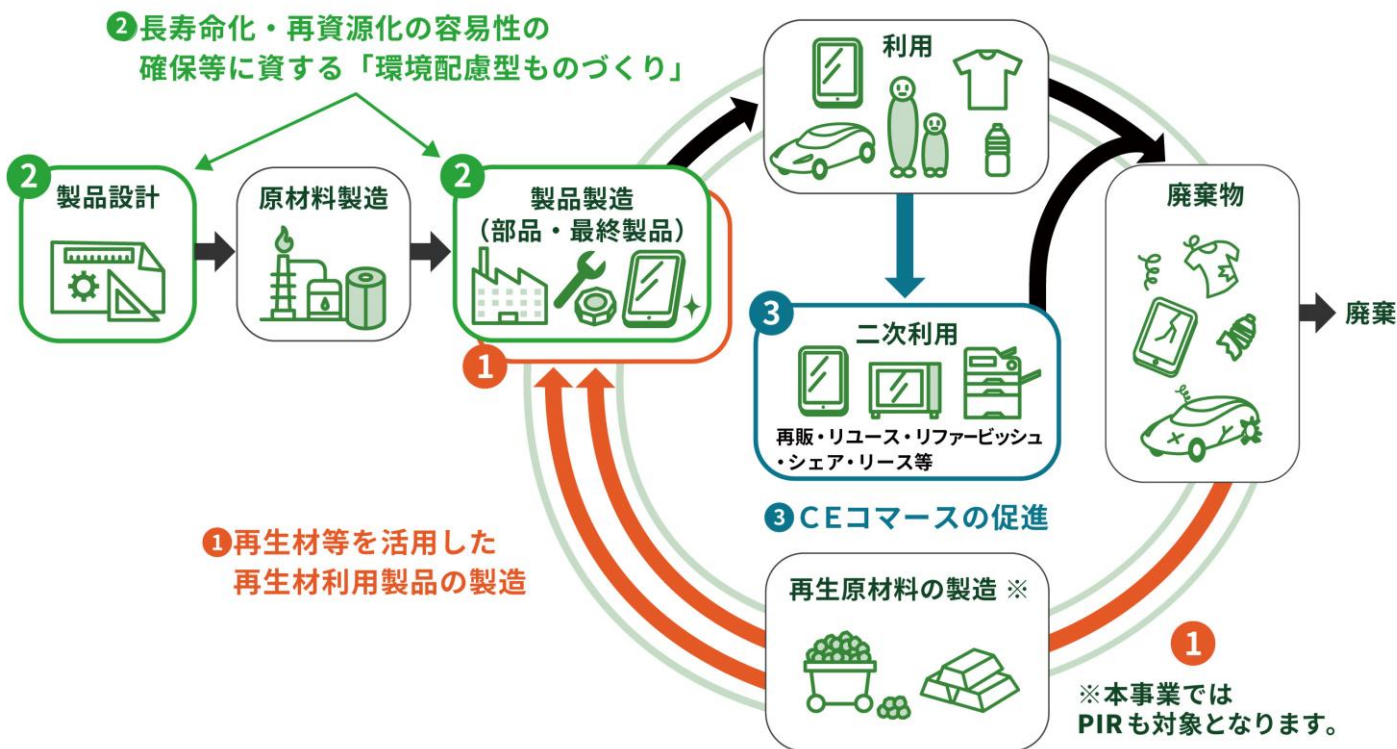
【二次公募】

補助対象期間：交付決定日から最長令和10年2月29日迄

本事業は、資源循環に係る技術開発、実証及び商用化に係る建設費、設計費、設備費、工事費等（以下「設備投資等」という。）に対して補助を行います。

- 1 再生材等を原料として活用し、再生材利用製品を製造するための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。
- 2 長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。
- 3 リユース、リファービッシュ等のCEコマース促進のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

対象事業イメージ



公募
期間

■ 二次公募：令和7年10月16日（木）～11月27日（木）15：00 迄
公募説明会：令和7年10月23日（木）10：30～11：30

■ 補助率及び補助金額の上限

補助率：中小企業等 1 / 2 以内、大企業等 1 / 3 以内

※ 1 件あたりの上限は設けておりません。

※ 中小企業者については、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に定める者を対象とする。

共同申請する企業の組み合わせ	適用される補助率
大企業と大企業の共同申請	大企業
中小企業等と大企業の共同申請	大企業
中小企業等とリース会社（大企業に該当）との共同申請	中小企業等
中小企業と中小企業等の共同申請	中小企業等

■ 審査基準等

本事業では申請内容によっては、別事業への申請をご相談することがあります。

【書面審査項目(例)】 ※下記は項目の一部の例示です。詳細は公募要領をご参照ください。

● 補助事業が日本の産業競争力の強化に貢献すること

- ✓ 補助事業の開始から自立化までの具体的なマイルストーンが明確に示されているか
- ✓ 売上や目標等を定めた上でその達成に向けた計画が妥当か、投資誘発効果が見込めるか
- ✓ 市場における自社の位置づけ、製品の需要や市場の成長性が示されているか
- ✓ 原料調達先やオフテイクとビジネス実現に向けて議論を進めているか

● 補助事業が CO₂排出削減に貢献すること

- ✓ 補助対象製品の生産によって起こる、ライフサイクル全体での CO₂排出量の削減が、根拠等も含めて具体的に算出されているか

● 補助事業が民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であること

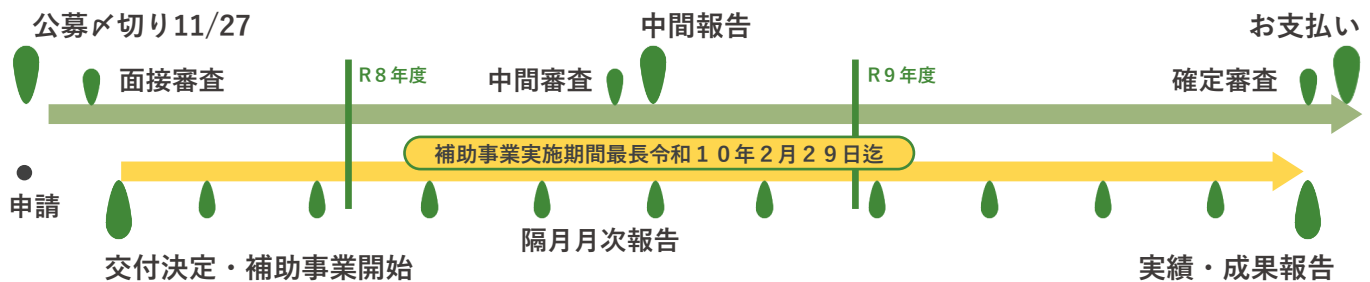
- ✓ 経済的・技術的な 2 つの観点で、民間企業のみでは投資判断が真に困難なことが定量的に示されているか

【面接審査項目】

対面での面接審査を実施。審査項目について、有識者で構成される評価委員会にて、申請資料に基づいてプレゼンテーションを実施頂きます。

※代表権を有する者（またはそれに準ずる者）の参加が必須

■ 補助金公募からお支払いまでの流れ




◎その他詳細は、公募開始時に公開される本事業専用WEBサイトならびに公募要領を必ずご確認ください

一般社団法人 低炭素投資促進機構 (G I O)

令和7年度産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業 事務局

✉ r7skgshigen@teitanso.or.jp

☎ 03-6264-8381
平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00

 一般社団法人
低炭素投資促進機構 (G I O)
<https://www.teitanso.or.jp/>

申請検討段階のご相談について機構HP
「お問い合わせフォーム」にてお伺いします。



「こんな事業は対象になるのか？」
「具体的な申請手続きを知りたい」など、



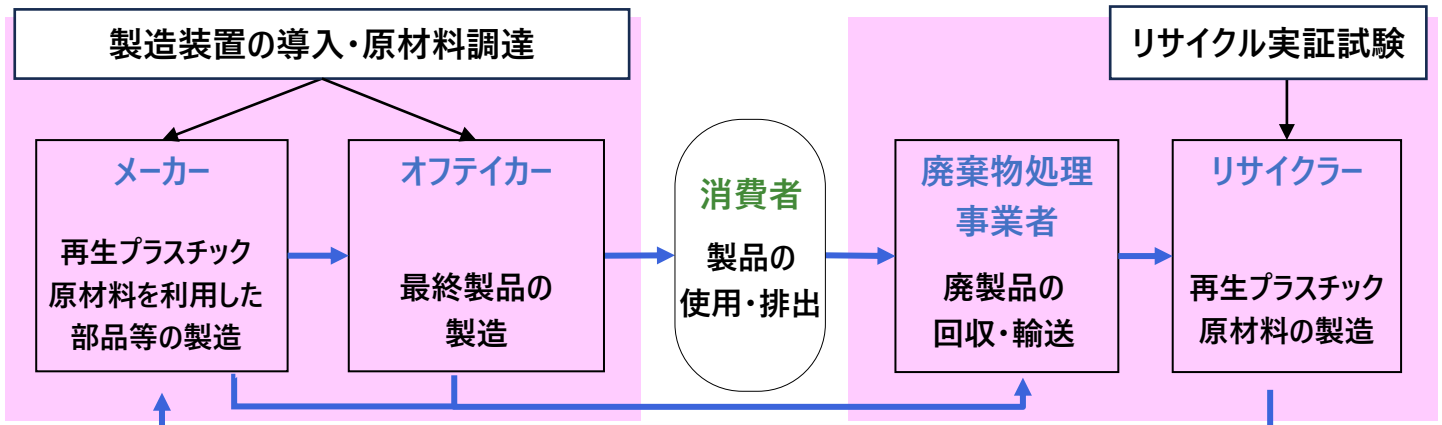
まずはお気軽にお問い合わせください。

【補助対象事業の例(再生プラスチックを用いた製品製造)】

◇対象事業①に該当

例：リサイクルしたプラスチックを原料として活用し、再生材利用製品を製造する事業。リサイクルにおける実証試験及び再生材利用製品製造のための装置導入が補助対象。

補助事業及び補助対象 経費の範囲



※あくまで例示であり、簡略化した工程等である点にはご注意ください。
※また、補助事業及び補助対象経費の範囲についても、この限りではありません。

◇対象事業②に該当

複合樹脂から単一樹脂への素材変更等、再資源化が容易なプラスチック製品を製造する事業。製品製造にあたっての実証試験及び装置導入が補助対象。

◇対象事業③に該当

中古のEV自動車を回収し、リファービッシュを行う事業。リファービッシュのための車載EVバッテリーの性能の可視化等に関する実証試験及び商用化に関わる装置導入が補助対象。

- 申請する事業者は、サーキュラーパートナーズ(サーキュラーエコノミーに関する産官学パートナーシップ：略称「CPs」)の会員であることが必要です。※
※本件補助事業への申請に当たって、CPsへの参画を申請することでも対応可能です。
※事業内において、大学等の研究機関や、学識者等の事業への参画は必須ではありません。
- また、事業は資源循環に関する以下の目標①～③のいずれかを満たす必要があります。
 - ①：再生材利用の促進
本事業で生産が見込まれる製品において、製品中の再生材の含有率が10%以上であること
 - ②：環境配慮設計によるものづくりの促進
事業終了後2年以内に環境配慮設計の製品を市場投入すること
 - ③：CEコマース市場の拡大
仕入れた廃棄物の50%以上を、リユース/リファービッシュ/リパース等によって製品として再利用可能とすること

また、例えば以下のような事業は補助対象外となります。

◇事業の主たる部分が専ら再資源化工程である事業に該当

工業雑品シュレッダー残渣から、再生プラスチック原料を生産する事業。事業内で、選別装置、洗浄装置、造粒装置等を導入。

※本事業では、応募予定の内容が公募要領に示す要件に合致しているか確認するため、事前申請期間を設けます。申請内容によっては、別事業への申請をご相談することがあります。

その他詳細は、事務局までお問い合わせください。